政令案 新旧対照条文 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する

目次

| | \bigcirc | ○ z=± | | O Z=tr |
|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 空港 | 地地 | 建設 | 空港 | 建築 |
| | 建物 | 亲 法: | | 基準 |
| 行令 | 取引 | 施行 | 行令 | 法施! |
| 等の | 業法: | 建設業法施行令(日 | 昭 | 行令 |
| 部 | 施行 | 昭和 | 和三· | (昭 |
| を改一 | 分(二 | = | + | 和一 |
| 止す | 昭和 | 年 | 牛政^ | 十五 |
| る政^ | <u>=</u> + | 收 令 | 第 一 | 牛政^ |
| 分金 | 九 年 北 | (昭和三十一年政令第二百七十三号) (抄) | 百 | 令 第 |
| 平成一 | 以令 | 日七一 | <u>二</u> | 三百 |
| 十 | 弗三芸 | 士 | 号 | 十 |
| 中政会 | 口八上 | 77 | 1/ \ | 号) |
|)空港法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百六十四号) |)宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号) | 抄 |)空港法施行令(昭和三十一年政令第二百三十二号)(抄)(第二条関係) |)建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄)(第一条関係) |
| 一百六 | 3 | (| (第 一 | 12 |
| 十四四 | (抄) | 三条 | 条型 | (第 一 |
| 号) | (第 | 第三条関係 | (係) | 条関 |
| 抄) | (第四条関係) | <u></u> | : | (係) |
| | 関係 | : | | : |
| (附則第三百 | $\overline{}$ | | : | |
| 第三 | : | : | : | |
| 項関係 | : | : | : | |
| 係) | : | : | : | |
| : | | | | |
| | | | | |
| : | : | : | : | |
| : | : | : | : | |
| : | : | : | : | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| : | : | : | : | |
| 7 | 6 | 5 | 2 | 1 |
| | - | - | _ | _ |

| $\overline{}$ |
|---------------|
| 傍泊 |
| 線 |
| の |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |
| $\overline{}$ |

| 条の規定を適用する。 全の規定を適用する。 をの者に対して特定支配関係を有する者とみなして、このののでは、その者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有る。 | 条の規定を適用する。 する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この 2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有 |
|--|---|
| が占めていること。 三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員において同じ。)の割合が三分の一を超えていること。 | が占めていること。 三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員において同じ。)の割合が三分の一を超えていること。 |
| 役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。次号らに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に占める自己の二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれ | 役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。次号らに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に占める自己の二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれ |
| 刀 1」土 | 資者の議決権の三分の一を超える数を有していること。 部につき議決権を行使することができない株主を除く。) 又は総出一 その総株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全 |
| 。 の関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とするの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とするに規定する指定を受けようとする者に対して、それぞれ次のいずれかは、法第七十七条の十八第一項又は法第七十七条の三十五の二第一項第百三十六条の二の十四 法第七十七条の十九第十号の政令で定める者(親会社等) | る。 (親会社等) |
| 現 | 改正案 |
| (作糸の音グに己二音グ) | |

| $\overline{}$ |
|---------------|
| 傍線 |
| 0) |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |
| \sim |

| | 作業の音之り己主音なる |
|--|---|
| 改正案 | 現 |
| 場合の基準)(条例で地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする「 | 場合の基準) (条例で地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする |
| 第七条 法第二十三条の政令で定める基準は、次のとおりとする。 | 第七条 法第二十三条の政令で定める基準は、次のとおりとする。 |
| 一 地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体の長(以下こ | 一 地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体の長(以下こ |
| の条において単に「地方公共団体の長」という。)は、次に掲げる | の条において単に「地方公共団体の長」という。)は、次に掲げる |
| 要件を備えていると認められるものについて、その申請により、空 | 要件を備えていると認められるものについて、その申請により、空 |
| 港ごとに地方管理空港において空港機能施設事業を行う者として指 | 港ごとに地方管理空港において空港機能施設事業を行う者として指 |
| 定をすることができるものとすること。 | 定をすることができるものとすること。 |
| イ 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて適正か | イ 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて適正か |
| つ確実な計画を有すると認められること。 | つ確実な計画を有すると認められること。 |
| ロ 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて十分な | ロ 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて十分な |
| 経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。 | 経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。 |
| 二 地方公共団体の長は、前号の申請をした者が次のイからニまでの | 二 地方公共団体の長は、前号の申請をした者が次のイからニまでの |
| いずれかに該当するときは、同号の指定をしないものとすること。 | いずれかに該当するときは、同号の指定をしないものとすること。 |
| (削る) | イ 成年被後見人又は被保佐人 |
| イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 | ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を | ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を |
| 受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 | 受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 |
| ハ 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができな | (新設) |
| い者として国土交通省令で定めるもの | |
| ニ 法人又は団体であつて、その役員のうちにイからハまでのいず | ニ 法人又は団体であつて、その役員のうちにイからハまでのいず |
| れかに該当する者があること。 | れかに該当する者があること。 |
| 三 地方公共団体の長は、第一号の指定をしたときは、当該指定を受 | 三 地方公共団体の長は、第一号の指定をしたときは、当該指定を受 |
| けた者(以下この条において「指定地方管理空港機能施設事業者」 | けた者(以下この条において「指定地方管理空港機能施設事業者」 |
| という。)の氏名又は名称及び住所を公示するものとすること。 | という。)の氏名又は名称及び住所を公示するものとすること。 |

- 届出をしなければならないものとすること。 住所を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に四 指定地方管理空港機能施設事業者は、その氏名若しくは名称又は
- するものとすること。
 五 地方公共団体の長は、前号の届出があつたときは、その旨を公示
- ければならないものとすること。とするときは、その上限を定め、地方公共団体の長の認可を受けなとするときは、旅客取扱施設利用料を定め、又はこれを変更しよう施設事業者は、旅客取扱施設を管理する事業を行う指定地方管理空港機能
- 、 ちょうの話になった世界に表後と言せませずよ、引きのなりにされてものであるかどうかを審査して、これをするものとすること。 な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えな七 地方公共団体の長は、前号の認可をしようとするときは、能率的

七

- の長に届出をしなければならないものとすること。、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体た旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め八、第六号の指定地方管理空港機能施設事業者は、同号の認可を受け
- ること。
 客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができるものとす客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができるものとす当該指定地方管理空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、九 地方公共団体の長は、前号の届出がされた旅客取扱施設利用料が
- により公表しなければならないものとすること。 た旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法十 第六号の指定地方管理空港機能施設事業者は、第八号の届出をし
- いものとすること。 経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならな干」 指定地方管理空港機能施設事業者は、空港機能施設事業に係る
- 者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとるため必要があると認めるときは、指定地方管理空港機能施設事業十二 地方公共団体の長は、空港機能施設事業の適正な実施を確保す

- 届出をしなければならないものとすること。住所を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に四 指定地方管理空港機能施設事業者は、その氏名若しくは名称又は
- するものとすること。

 五 地方公共団体の長は、前号の届出があつたときは、その旨を公示
- ければならないものとすること。とするときは、その上限を定め、地方公共団体の長の認可を受けな施設事業者は、旅客取扱施設利用料を定め、又はこれを変更しよう航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定地方管理空港機能
- 、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体、大旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定めいものであるかどうかを審査して、これをするものとすること。いちのであるかどうかを審査して、これをするものとすること。地方公共団体の長は、前号の認可をしようとするときは、能率的
- により公表しなければならないものとすること。
 た旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法十 第六号の指定地方管理空港機能施設事業者は、第八号の届出をし
- いものとすること。 経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならな-一 指定地方管理空港機能施設事業者は、空港機能施設事業に係る
- 者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとるため必要があると認めるときは、指定地方管理空港機能施設事業十二 地方公共団体の長は、空港機能施設事業の適正な実施を確保す

の長に届出をしなければならないものとすること。

すること。

長の許可を受けなければならないものとすること。 又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、 指定地方管理空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部 地方公共団体の

すことができるものとすること。 イからハまでのいずれかに該当するときは、第一号の指定を取り消四 地方公共団体の長は、指定地方管理空港機能施設事業者が次の

空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められると

当該条例の規定に違反したとき。

第十二号の命令に違反したとき。

三号の許可(空港機能施設事業の全部の廃止に係るものに限る。) を受けたときは、第一号の指定を取り消すものとすること。 地方公共団体の長は、指定地方管理空港機能施設事業者が第十

旨を公示するものとすること。 地方公共団体の長は、第一号の指定を取り消したときは、その

の長が指定する指定地方管理空港機能施設事業者に引き継がなけれ は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして地方公共団体 たときは、その空港機能施設事業の全部を、地方公共団体の長又 のとすること。 ている空港の供用が廃止される場合においては、 ならないものとすること。ただし、当該空港機能施設事業が行わ 指定地方管理空港機能施設事業者は、第一号の指定を取り消さ この限りでない

すること、

長の許可を受けなければならないものとすること。 又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、 指定地方管理空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部 地方公共団体の

十 四 すことができるものとすること。 イからハまでのいずれかに該当するときは、第一号の指定を取り消 地方公共団体の長は、指定地方管理空港機能施設事業者が次の

空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められると

当該条例の規定に違反したとき。

第十二号の命令に違反したとき。

十 五 三号の許可(空港機能施設事業の全部の廃止に係るものに限る。) 地方公共団体の長は、指定地方管理空港機能施設事業者が第十

旨を公示するものとすること。 を受けたときは、第一号の指定を取り消すものとすること。 地方公共団体の長は、第一号の指定を取り消したときは、その

ばならないものとすること。ただし、当該空港機能施設事業が行わ の長が指定する指定地方管理空港機能施設事業者に引き継がなけれ は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして地方公共団体 れたときは、その空港機能施設事業の全部を、地方公共団体の長又 のとすること。 ている空港の供用が廃止される場合においては、 指定地方管理空港機能施設事業者は、第一号の指定を取り この限りでない 消

○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)(抄)(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

| る者を除く。)であるものとする。 、支配人及び支店又は第一条に規定する営業所の代表者(支配人である。)、支配人及び支店又は第一条に規定十八条第一項第三号並びに法第二十九条の四の政令で定める使用人は 十八条第一項第三号並びに法第二十二二十八条第一項第三号並びに法第二十二十八条第一項第三号並びに法第二十二十八条第一項第三号、法第八条第四号、第十二号及び第十三号 (む。)、法第七条第三号、法第八条記。)、法第七条第三号、法第八条三条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一項第四号(法第一条 法第六条第一項第四号(法第一条 法第六条第一項第四号(法第一条 法第六条第一項第四号(法第一条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一項第四号(法第二条 法第六条第一项第四号(法第二条 法第六条第一项第四号(法第二条 法第六条第一项第四号(法第二条 法第六条第一项第四号(法第二条 法第六条第一项第四号(法第二条 法第六条第一项第四号(法第二条 法第六条第一项第四号(法第二条 法第六条第一项第四号(法第二条 法第六条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二 | 改 正 案 現 |
|---|---------|
| 除く。)であるものとする。 、法第七条第三号、法第八条第四号、第十一号及び第十二号 (、法第七条第三号、法第八条第四号、第十一号及び第十二号 (、法第七条第三号、法第八条第四号、第十一号及び第十二号 (法第六条第一項第四号(法第十七条において準用する場合を含人) | 行 |

○宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)(抄)(第四条関係)

| $\overline{}$ |
|---------------|
| 傍 |
| 線 |
| 0) |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |
| _ |

| R一条の二に規定する事務所の代表者であるものとする。 3つ使用人は、宅地建物取引業者の使用人で、宅地建物取引業に関し第一号及び第八号並びに第六十六条第一項第三号及び第四号の政令で定めるで定めるで開入。 1等及び第十三号、第八条第二項第三号及び第四号、第六十五条第二項第一号及び第四号の政令で定めるで定めるで開入。 1条の二 法第四条第一項第二号をび第四号、第五条第一項第十二号 第二条の二 法第四条第一項第三号及び第四号の政令で定める使用人) (法第四条第一項第二号等の政令で定める使用人) 2、第四条第一項第二号等の政令で定める使用人) 3、第四条第一項第二号等の政令で定める使用人) 4、第四条第一項第二号等の政令で定める使用人) 3、第四条第一項第二号等の政令で定める使用人) 4、第四条第一項第二号等の政令で定める使用人) |
|--|
|--|

○空港法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百六十四号)(抄)(附則第三項関係)

(傍線の部分は改正部分)

| るものとする。 | 号中「設置し、 | に基づく条例 | する法律附則 | 2 空港法施行 | する場合の基準 | (条例で特定 | 1 (略) | 附則 | |
|------------|----------------|--------------------------|---------------------------------|----------------------|----------|--------------------------------|-------|----|---|
| 0 | 、及び管理する」とあるのは、 | に基づく条例について準用する。この場合において、 | する法律附則第三条第五項において準用する空港法第二十三条の規定 | 空港法施行令第七条の規定は、 | 準) | 条例で特定地方管理空港における空港機能施設事業について規制を | | | 改 |
| | 」とあるの | る。この場 | おいて準用さ | | | おける空港 | | | 正 |
| | | 合において、 | する空港法第 | 備法及び航空 | | 機能施設事業 | | | 案 |
| | 「管理する」と読み替え | 同令第七条第一 | 二十三条の規定 | 空港整備法及び航空法の一部を改正 | | について規制を | | | |
| は、 | 合に | する | | 2 第 | する | (久 | 1 | | |
| 「管理する」 | 合において、同く | する空港法第二- | 備法及び航空法の | 第一条の規定に | する場合の基準) | 条例で特定地力 | (略) | 附則 | |
| と 読 | 令第七条第一号中 | 十三条の規定に基づく条例について準用する。この場 | の一部を改正する法律附則第三条第五項において準用 | による改正後の京 | | 方管理空港における空港機能施設事業について規制を | | | 現 |
| み替えるものとする。 | 「設置し、 | 基づく条例につ | る法律附則第三 | よる改正後の空港法施行令第七条の規定は、 | | ける空港機能施 | | | 行 |
| | 及び管理する」とあるの | いて準用する | 一条第五項にお | 紀七条の規定は | | 『設事業につい | | | |
| 1 | とな | ر ۱ ه | いて世 | 2、空港整 | | て規制 | | | |